

② 特定健康診査受診券利用編

ベネフィット・ワン「ハピルス健診」を受診されない場合は、

「特定健康診査受診券」を利用し、

かかりつけの病院や近くの病院で特定健診を受診してください。

特定健康診査受診券を利用できる実施施設の検索

- ①「健保連特定健診システム」にアクセスして『パスワード入力画面』ボタンをクリック

特定健診等実施機関検索システム

検索



- ②「ご加入の健康保険組合」 → 『シャープ』と入力
「保険者番号」 → 『06271779』と入力し検索画面に入る
※ 特例退職の方も、『06271779』と入力して下さい
○ 『06271779』
× 『63271779』
「希望する条件」の「契約タイプ」 → 「Aタイプ / Bタイプ」にチェック
【お知らせ】 7月～ 8月頃までリストは更新されます

■ご注意ください■

- ・ 特定健康診査受診券を利用すると、ベネフィット・ワン「ハピルス健診」はご利用いただけません。
重複受診が判明した場合は、ベネフィット・ワン「ハピルス健診」の受診に係る費用を被保険者に請求させていただきます。
- ・ 75歳の誕生日以降は、ご利用いただけません。
- ・ 受診日当日に、シャープ健康保険組合の資格がない方は、ご利用いただけません。
(資格喪失後の受診の場合は、受診に係る費用を被保険者に請求させていただきます。)